平成２４年（フ）第３５２号
兵庫県加古川市加古川町寺家町151番地の１
債務者　西村　明子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６５号
兵庫県加古川市八幡町宗佐1172番地
債務者　織田　忠治
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６７号
兵庫県加古川市野口町長砂573番地の６、従前の住所兵庫県加古川市野口町北野462番地アミーズ１－Ｃ号
債務者　盛田　伸秋
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６８号
兵庫県姫路市御立西５丁目２－27　第１御立住宅１Ｆ５号、住民票上の住所神戸市垂水区塩屋町１丁目２番28号
債務者　守屋　盛毅
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７０号
兵庫県加古川市山手２丁目14番２－203号
債務者　松江由美子（旧姓河合）
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市太市中771番地
債務者　竹田　　勝
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９１号
福岡県飯塚市立岩1173番地３　富士スカイハイツ４階407号、前住所福岡県久留米市合川町2074番地
債務者　大坪　定司
１　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２８号
宮崎県日南市今町２丁目３番２－319号
債務者　黒木　　優
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田5280番地３
債務者　白ケ澤里香
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市竹野町松本363番地
債務者　山村　正和
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
大分県中津市大字角木263番地１、旧住所徳島市八万町中津浦227番地の７
債務者　瀬町　昌嗣
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字東勝地268番地５、前住所徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須26番地29
債務者　丸山　喜正
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
徳島市西二軒屋町２丁目11番地　サンセール二軒屋イースト205号室、旧住所徳島市西二軒屋町２丁目13番地
債務者　坂本美江子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
徳島県吉野川市鴨島町上下島385番地５
債務者　服部　文子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８７号
徳島県板野郡北島町新喜来字二分１番123、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越８番地
債務者　酒井　秀作
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９８号
徳島市国府町西矢野916番地　髙田ヱミコ方、住民票上の住所徳島市一宮町西丁827番地の１
債務者　大西　床李
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０２号
徳島市西新浜町２丁目３番26―103号
債務者　寺﨑　勇一
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部